

鳥取県公報

平成5年十一月十六日

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
当たる翌日には、
がときどき休日は、
(当たる翌日)

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

目 次

- ◆ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◆ 雜 報 環境影響評価準備書の縦覧（環境保全課）

遊技機の種類	型 式	製造業者名
回胴式遊技機	トロピカーナ2	株式会社マーシー販売

雜 報

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成5年11月16日

大阪市淀川区西中島五丁目10-15

株式会社西洋環境開発

代表取締役専務 仁 尾 隆 俊

1. 縦覧に供する環境影響評価準備書に係る対象事業

- (1) 名称 大山ビレッジ開発
- (2) 種類 ゴルフ場（約86ヘクタール）及び別荘地（約96ヘクタール、170区画）の造成並びにホテル（4階建）等の建設

(3) 実施しようとする区域

西伯郡大山町豊房字上小松林、字下小松林、字上新林及び字下新林の各全部並びに字清水原、字馬越瀬、字前鍋抜及び字百林の各一部

様式は自由とするが、次に掲げる事項を明瞭に記載すること。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の名称
- ③ 環境の保全等に関する意見（簡潔に記載すること。）

(4) 関係地域の範囲

西伯郡大山町豊房の全部

2 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部環境保全課

西伯郡大山町国信550-1 大山町役場企画課

(2) 期間及び時間

平成5年11月16日（火）から平成5年12月15日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 意見書の提出

関係地域内に住所を有する者で、環境影響評価準備書の内容について環境の保全等の見地から意見のあるものは、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

(1) 提出期間

平成5年11月16日（火）から平成5年12月29日（水）まで

(2) 提出先

〒532 大阪市淀川区西中島五丁目10-15

株式会社西洋環境開発
リゾート事業本部 大山担当

(3) 記載事項等